レンタルのニッケン
安全ニュース
2007年 7月号 No. 67
Safety news
(株)レンタルのニッケン
編集・発行:安全・技術部/営業業務部
お問い合わせは：TEL03-5512-7670
発行日／2007年 7月 1日

contents 目次

特集《7月1日～7日は、全国安全週間です》
- 実施要綱の中で触れている＜平成18年度の労働災害状況＞
- 作業＆機械＆人の安全確保のため、点検を確実に！
- 作業を始める前の点検と作業を終了した後の点検
- 機械の「日常点検」や「月次点検」は、誰の手で・・・
- 健康一口メモ～"虫刺され"と"手当て"～
- お天気情報
- 今が旬なモノ

2007年8月号の予告
特集
・「道路防災週間」について
・「電気使用安全月間」にあたり

《7月1日～7日は、全国安全週間です》

今 年 の ス ロ ー ガ ン

組織で進めるリスクの低減　今一度確認しよう安全職場

7月１日～７日は、産業界の労働災害防止活動を推進するため、厚生労働省と中央労働災害防止協会が主唱する「全国安全週間」が展開されます。

今月号では、そのテーマをメーンとして工事現場での「災害防止」と「作業の安全確保」を願い、作業前の点検を始めとした各種の「点検」についてまとめました。併せて、7月は「熱中症」に被災するケースが一番多い時期であることから、別途号外で＜熱中症の特集＞を組みました。特に全産業の中でも建設業において熱中症による死亡災害件数が一番多いことを踏まえ、その防止対策に関連する情報をまとめました。

皆様の安全活動において、関連災害の防止にお役立ていただけましたら幸いです。

今年度の実施要綱の冒頭の部分で、平成18年の労働災害について次のように触れています。

1）労災保険新規受給者数が年間約55万人に上り、死亡者も平成18年は減少が見込まれているものの、約1,500人に及ぶ尊い命が労働の場で失われている。

2）休業4日以上の死傷災害や　3）重大災害（一度に3人以上被災）が、前年比で増加の見込みである。

＜留意事項＞ 背景として、挙げられてること。

・景気回復による業務の繁忙化
・未熟練労働者に対する安全教育が不十分になっていること☒
・安全に関する人材の確保の困難さ☒
・事業者の安全への意識が不十分で、事業場での安全管理が低調となっていること
☒☒に今後の危惧として☒
◎団塊世代の大量退職により、「安全のノウハウ」が十分に継承されないこと

実施要綱の中で触れている＜平成18年度の労働災害状況＞

過去3年間の災害（死傷/死亡/重大）の発生状況　※厚生労働省資料より

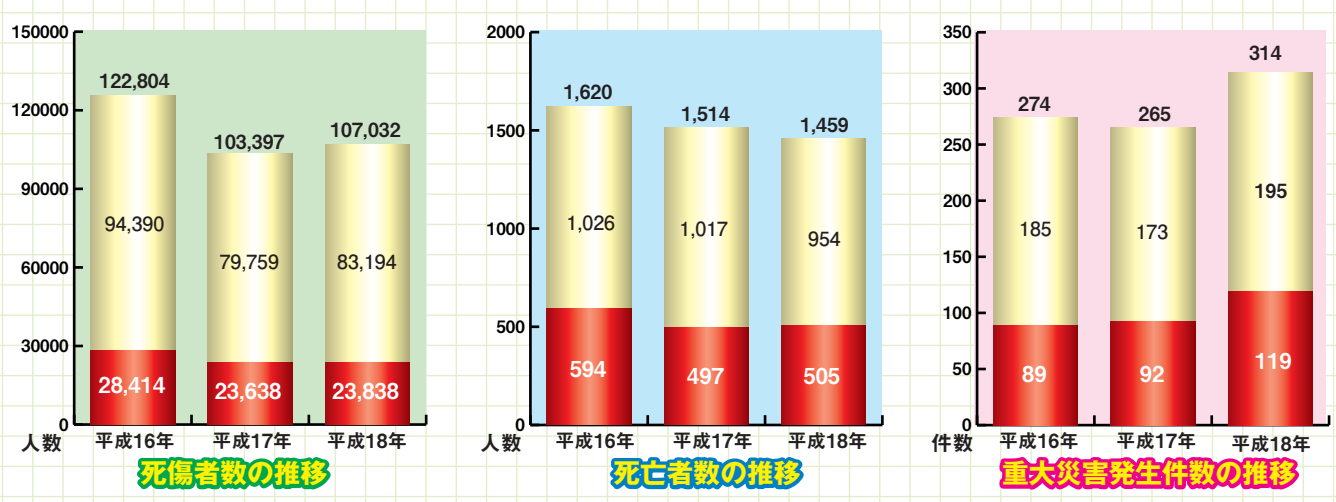

作業＆機械＆人の安全確保のため、点検を確実に！

安全確保のため･･･使用する機械、工具･器具、保護具は、各種の点検が重要です。

各種作業で使われる様々な種類の「建設機械」や「器具類」「保護具」などに関し、安全確保のために行わなければならないこととして、図のような点検が挙げられます。そして、これら点検を励行し、品質を維持することが、機械、器具･工具、保護具などの安全を確保することになり、「災害防止」と「作業の安全」につながることになります。そのことを踏まえ、点検を“確実に実行すること”が「安全」にとって欠かすことが出来ない大切なことであり、重要な位置付けの作業と言えます。

機械の「日常点検」や「月次点検」は、誰の手で･･･

建設機械などについて、労働安全衛生法に関連する法令では「作業開始前点検」や「定期的な自主検査」の実施を事業者に対して義務付けております。一方、自動車については道路運送車両法により、使用者または運行する者に「運行前の点検」実施が義務付けられています。

点検義務に関する法令抜粋

1．労働安全衛生法　⇒　＜建設機械など＞

1）作業開始前点検について

「事業者は、＊＊＊＊を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に････について点検を行わなければならない」

2）月次点検について

「事業者は、＊＊＊＊については、**一月以内ごとに一回**、定期に次の事項について自主検査を行わなければならない･･･」

2．道路運送車両法　⇒　＜自動車関係＞

1）運行前点検

「自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、･･･**一日一回**、その運行の開始前において、･･･点検をしなければならない。」

2）定期点検整備【一月】について

法改正により、実施規定が削除されました。

作業を始める前の点検 と 作業を終了した後の点検

機械&器具 工具など

点検の実施

使用する機械類の安全確保のために！

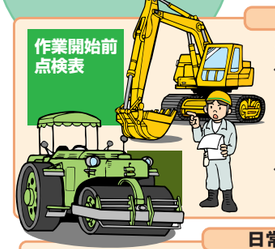

＜機械類の点検＞

◆点検が必要な箇所（一般的）
原動機（エンジン）関係/走行装置（履帯、車輪含む）/油圧装置
操作装置/旋回装置/昇降装置/充電装置/フック・ワイヤー
ウインチ/作業装置/アウトリガー/安全装置/保安装置/制動装置
ブレーキ・クラッチ/操縦装置/荷役装置/警報装置/灯火類

◆クレーンで点検が必要な箇所
巻過防止装置/過負荷警報装置/その他の警報装置/ブレーキ
クラッチ/コントローラー

日常的に使用される主な工具・器具類の安全確保

＜電動工具、電気器具類の点検＞
- 配線とコンセントプラグの損傷や絶縁の状態、絶縁防護部等の損傷
- アース線の状態
- 外観の損傷、各部の亀裂、損傷
- 安全装置、保護装置の欠落や作動・状態
- 作動時の異音、異臭、振動、過熱等
- 給脂の状態

＜はしごの点検＞
- 著しい損傷・変形・腐蝕がないか
- 幅が30cm以上を保たれているか
- 滑り止め装置に損傷、異常がないか

＜脚立、うまの類の点検＞
- 著しい損傷・変形・腐蝕がないか
- 滑り止め装置に損傷、異常がないか
- 開き止め装置の欠落、損傷がないか

一日の作業を開始する前に･･･

「作業の安全」と「運転者と周囲の安全」を確保するため、作業開始の前に！

1．機械の取扱説明書や仕様書、「注意･警告」　などにより**機械を十分理解しておくこと。**

2．機械の安全確保のため「**作業開始前点検**」を**実施すること。**

取扱説明書の「作業開始前点検」或いは「作業開始前点検表」の記載項目について必ず点検を行うようお願い致します。

＜機械類の終業点検＞
- 燃料の量　・バッテリー　・冷却水、オイル、燃料などの漏れ　・各部の異臭　・変色　・外観、足回りの損傷

【寒冷時の注意】　⇒　凍結防止措置（燃料の水ドレーン、不凍液、バッテリー保護、作業用の水を抜く･･･）

【作業時の注意】作動停止直後は、高温になっている箇所もあるため、冷やしてから行うこと

＜その他一般的な終業点検＞
- 機能確認　・外観の破損、汚損、腐食、欠落の有無　・安全装置の状態　・使用中の不具合箇所のチェック

機械・器具の作業終了後の一般的な安全確保の措置

＜自走式機械＞
- 駐車する際は、平坦で安全な場所に止める。
- やむを得ず、傾斜地に駐車するときは、逸走防止のため輪止めをする。
- パーキングブレーキがある機械は、作動させる。
- 作業装置を格納する。（ブーム・アーム等）
- 作業装置（バケット、フォーク等）を接地させる。
- 油圧系統の残圧を抜く。
- 操作レバーを中立にしてロックをかける。
- エアーブレーキのエアータンクの水を抜く（ドレン）
- エンジンを止めて、キーを抜く。
- 抜き取ったキーは、決められた場所に保管する。

＜定置式機械＞
- 使用済のキャブタイヤやホース等を取外し、清掃後保管する。
- エンジンを止めてキーを抜く。抜き取ったキーは、決められた場所に保管する。
- エアータンクの水と残圧を抜く（ドレン）

＜電動工具類＞
- スイッチを切り電源コードを抜く。
- 工具を床や通路に放置せずに、コードをまとめてから、所定の場所に格納する。
- 異常が確認されたら、整備を行う。
- 取り付けた「刃」「アタッチメント」類は、外して別に保管する。

一日の作業を終了したら･･･

作業を終えると、その日の作業で「消耗」や「損傷」「不調箇所」などの発生の可能性があり、そのまま明日の作業で使い続けると、整備不良～機械故障により、安全面と作業計画への影響も懸念されます。作業終了後も機械の安全な状態を維持し、安全を確保するため、使用した機械類を点検し、適切に保管することが重要になります。

主な保護具

主な保護具の一般的な点検箇所

＜保護帽＞
1．帽体
- 縁（ふち）の欠損/衝撃の跡/すり傷。
- メーカーがあけた以外の穴/ガラス繊維の浮出し。
- 着装体取付穴のクラック/汚れ。変色。変形。
- 取付部（ブラケット、フック等）の異常。

2．衝撃吸収ライナー
- 熱、溶剤等による変形/著しい汚れ/著しい傷、割れ。

3．着装体
- 環ひもの伸び、汚れ/縫い目のほつれ。
- あご紐の著しい損傷、汚れ/ヘッドバンドの損傷。

＜防じんマスク＞
1．ろ過材
- 交換時期の状況。
- 取り付け状態や破損、変形。

2．吸気弁、排気弁
- 排気弁の気密性。
- 面体吸気弁、排気弁などの破損、き裂、変形。

3．その他
- しめひもの破損、弾力性。（伸縮）
- 使い捨て式のものは、使用限度時間。

＜安全帯＞
1．ベルト
- D環類の縫い糸に切れはないか/革製ベルトは横方向に切り傷はないか。

2．金具類
- フックのスプリングは正確に作動するか/環類が外れたり、変形していないか/各部のカシメリベットは損傷や緩みはないか。

3．ロープ
- 磨耗して直径が減少していないか/ストランドが切断していないか。キンクしていないか/ストランドが腐食していないか/焼損してないか。さつま編みの部分にほつれがないか。

＜保護眼鏡＞
- レンズやフレームの汚れ、傷、き裂、割れ、変形。
- レンズとフレームの間のガタ。

＜保護面＞
- 外観の大きな傷、き裂、割れ、変形など。
- 各部のネジの緩み、ガタツキ。

保護具の使用後の保管方法・手入れ

＜保護帽＞
- 高温になる場所に放置しない。（材質の変質、変色、変形、性能低下）
- 使用後に床に投げたり、放置したりしない。
- 腰掛や物入れに使わない
- 使用後は、ヘルメットラックなどを利用して保管する。
- 汚れは、拭き落とす。
- 損傷を受けた箇所の部品を交換する。
- 使用中に一度強い衝撃を受けたら、外観に異常がなくても廃棄する。

＜防じんマスク＞
- 使用後は、面体、吸・排気弁、しめひもなどを洗浄し清潔を保つ。
- ろ過剤は、乾燥させ、軽くはたいて粉じんを落とす。
- 清潔で乾燥した場所（冷暗所等）で保管する。

＜安全帯＞
- 使用中に強い衝撃を受けなかったか。
- 使用後は、温度や湿度の影響を避け、決められた場所に保管する。
- 作業中に受けた損傷箇所をチェックする。

＜保護めがね＞
- 置く場所にレンズを直接接しないようにする。
  ※保護ケースに入れて保管する。
- 汚れた場合は、洗浄する。
  ※眼病を防止するため消毒用アルコールで拭く。
- レンズが傷付いた場合は、レンズを交換する。

＜保護面＞
- 通路・床面に置きっぱなしにしない。
- 保護面の内側に、工具等を入れない。
- ほこりや汚れを拭き取る。
- ネジの緩みは、増し締めする。

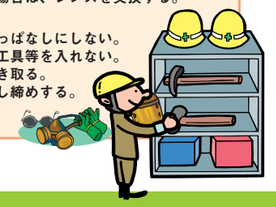

一日の作業を開始する前に･･･

保護具は、適正な状態のものを正しく使用して初めて自分の身を任せられるのではないでしょうか。

特に、万一の災害の未然防止に直結する「保護帽」や「安全帯」は、慣れていても過信せず、毎日の使用前点検を励行し、支障ないことを自分の目で確認して使うことが、我が身を守ることにつながります。表にポイントを抜き出しましたのでチェックして、「作業の安全」と「健康」を確保したいものです。

一日の作業を終了したら･･･

使用した保護具は「破損」「汚れ」、消耗品の「使用期限切れ」などの発生により、安全･衛生面での不備が考えられます。そのため、次回使用する際に、「安全」で「清潔」な状態で使用できるようにして置くことが大切です。

それには作業を終了した後に、適切な手入れを行い、清潔に保管することが重要になります。

レンタルのニッケン

健康一口メモ　～“虫刺され”と“手当て”～

これから暑さに向い、虫が活発に動き回るようになります。最悪、死に至る“スズメ蜂”は別格ですが、他に蚊・ブユ・蟻・アブ・毛虫・蛾・蜘蛛・ムカデ‥そして小さなノミ・ダニなどは、“蜂”ほどの怖さがないためか、ついつい油断しがちです。しかし、種類によっては“毒”を出すものもおり、刺された（咬まれた）後に「かゆみ」「痛み」「腫れ」など伴うため、被害に遭わないよう‥‥“どうにかしたい”ものです。

<<屋外作業等で注意しなければいけない”害虫（毒虫）”>>

種　類	主なもの	被害に遭う状況	症　状	刺されたときの措置
蚊（カ）	アカイエカ/チカイエカ/ヒトスジシマカ	暗い時間帯、暗い場所で刺される刺すのは雌だけ。	刺されるとかゆい。発赤。	かゆみを止める薬を塗る。出来るだけかかないこと。
虻（アブ）	ウシアブ/アカウシアブ/シロフアブ	昼間、湿っぽい場所、家畜が多い所。	皮膚に咬み付き血を吸う。	早めに薬を塗る。傷口は、出来るだけかかないこと。（バイキンが入り化膿することがある）
蚋（ブユ/ブヨ/ブト）	アオキツメトゲブユ/アシマダラブユ	昼間、水辺、湿っぽい場所。	皮膚を噛み切られ痛い。出血する。腫れ、痛み、かゆみが続く。	
蛾（ガ）	キドクガ/チャドクガ/モンシロドクガ	りん粉に触れたとき。	毒のある「りん粉」が刺さるとピリピリとした痛み。痒み、発疹がでる。皮膚炎を起す。	石鹸と流水で流すか、粘着テープなどで毒毛針や毒棘を抜いてから患部に薬を塗る。
毛　虫	ドクガの幼虫/カレハガの幼虫/イラガの幼虫（別名：電気虫）	毒毛針や毒棘に触れたとき。	毒毛が刺さるとピリピリとした激しい痒みを伴うジンマシンのような赤いブツブツが出る。皮膚炎を起す。	
毒　虫	アオカミキリモドキ/マメハンミョウ	体液に毒が含まれる。手でつぶしたり、掴んだときなど、毒液に触れたとき。	体液が皮膚などにつくと赤く腫れ、水疱ができ皮膚が炎症を起す。	石鹸と流水で体液を流し落としてから、患部に薬を塗る。
	アオバアリガタハネカクン	湿った所。昼間は草むらや石の下。手でつぶしたり、掴んだときなど、毒液に触れたとき。		
蜘蛛（クモ）	アカバキコマチグモ	ススキ原や水田などに生息。日本で毒性を持つ唯一のクモ。イネ科の葉を巻いた巣に居る雌が防御のために咬む。	咬まれると焼かれるような激痛。あとで大きく赤く腫れる。	刺された場合は、患部に薬を塗る。腫れがひどいときは患部を水で湿布するとよい。
	セアカゴケグモ	**外来種で全国に広がっていない。**現在被害は、少ないが毒性がある。	神経毒。噛まれると、針で刺されたような激痛が走る。	咬まれたら、直ぐ医療機関に行き、処置してもらう。
百足（ムカデ）	トビズムカデ/アオムカデ/アカズムカデ	夜行性。暗い所、草むらや廃材・瓦礫、石の下などにも注意。防御のために刺す。（咬む）	咬まれると焼かれるような激痛。発赤、膨脹。	水でよく洗浄した後、患部に薬を塗る。腫れがひどい場合は、水で湿布をする。
ダニ類	ツツガムシ	ダニの仲間で河の流域などで幼虫が人について体液を吸う。	刺傷、腫れ、かゆみ。ツツガムシ病の病原体をもった種類もあり要注意。その幼虫に刺されると発病します。	発熱・頭痛・発疹等ツツガムシ病の症状が出たら、直ぐに医療機関に行き、手当てしてもらう。

“虫刺され”の一般的な予防対策

虫に刺されてしまったら！刺された時の一般的な処置

- 針が残っていたら、抜く。（毛抜きや粘着テープで取る）
  ※針を直接手でつままないこと☒
- 患部は、流水と刺激の少ない石けんでよく洗って十分に冷やし、薬を塗る。（抗ヒスタミン軟膏等）☒
- 患部は、出来るだけ、こすったり・かいたりしない。☒
- 患部の腫れを落ち着かせ、発赤を減らすために氷をあてる。
- 様子を診て気分が悪くなったり、熱が出てくるようなら体を保温し、すぐに病院へ。☒
- かゆい発疹が出るなら皮膚科へ。☒
- 「毒虫」によるアレルギーの心配があるので、症状によっては、医師に相談して下さい。（刺された虫の名前、特徴などを覚えておく）

虫に刺されたときに使うクスリの知識

目　的	薬　品	作　用	例
抗炎症用	ステロイド剤	強い抗炎症作用がある。湿疹や皮膚炎用の薬。副作用があるため、注意を要する	ステロイド軟膏（副腎皮質ホルモン含む有軟膏）
かゆみ止め	抗ヒスタミン剤	ヒスタミンによって起こるかゆみを抑える	抗ヒスタミン軟膏 抗ヒスタミン剤を含むステロイド軟膏

※かゆみ、腫れ、患部の症状がひどい場合は、必ず医療機関による治療を受けてください。

お天気情報

“土　用”　と　“台　風”

「土用丑（うし）の日」=“鰻の日”のためか「土用」は、「夏」のイメージが強くありますが、実は「土用」は1年に4回あります。つまり、暦で立春（2月4日）、立夏（5月6日）、立秋（8月8日）、立冬（11月8日）の二十四節気前の18日間が「土用」なのです。☒

「土用」が付く言葉で夏に使われる“土用波”があります。土用波は、“台風”が日本の遠く離れた南にある時から海岸に現れる大きな波のことを言っており、台風シーズンの到来を告げる時期に入ったことがわかります。自然災害の中でも台風は、広い範囲で大きな被害を伴います。

“土用波”が到来する頃から、特に台風の襲来には留意したいものです。

7月の天気予報

平成19年5月24日 気象庁発表資料より

北日本では平年と比べ曇りや雨の日が多いでしょう。東・西日本では、前半は平年と同様に曇りや雨の日が多く、後半は平年と同様に晴れの日が多い見込みです。南西諸島では、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。

気温は、北日本と南西諸島で平年並または高い確率ともに40%、東日本と西日本で高い確率50%です。降水量は、北日本日本海側で平年並または多い確率ともに40%です。

今が旬なモノ!!

「“鮎（アユ）”」

鮎はサケ・マス科に属し、10～11月に生みつけられた卵が約2週間で孵化し、6～7mmの時に海に下り河口付近で越冬して翌春に川を遡り6～7月頃、中流域に縄張りを作り定着します。別名「香魚」と呼ばれるほど香りの強い魚で、手で掴むと体表のヌメリと共にその香りが手に残ります。また、色・形とも美しい魚でもあります。☒

しかしその習性は意外にも激しく、餌場の石をめぐり縄張争いを繰り広げます。この習性を利用し、尾の近くに針をつけた囮（おとり）の鮎で釣る「友釣り」が知られています。釣り糸に鮎が二匹掛かった竿を釣り人が引き寄せ、網でキャッチする光景を目にしますが、それがこの方法です。シーズンは、解禁の6月から、10,11月ごろ（落ち鮎の頃）まで続きます。食べ方は、塩焼き、フライ、田楽、すし、背ごし、一夜干、甘露煮、うるか（内臓の塩辛）‥‥色々ありますが、いずれも美味しいものです。

レンタルのニッケン

安全ニュースで取上げたい題材やご意見ご要望等がございましたら下記eメールをご活用下さい。

e-mail：nikken@rental.co.jp

ホームページでも最新情報をお届けしています。是非ご覧下さい。

http://www.rental.co.jp

K